

特 記 仕 様 書

(適用)

第1条 本仕様書は、「令和7年度 広島高速5号線水準測量業務」に適用するものとする。

本業務の実施にあたっては、広島高速道路公社「調査・設計・測量業務等共通仕様書（及び別添）[令和6年8月]」及び広島高速道路公社「広島高速道路事業における調査基準及び設計照査要領[平成17年10月]」によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(履行期間)

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年8月31日までとする。（完了検査期間として9日間を含む。）

(業務内容)

第2条 本業務は、広島高速5号線シールドトンネル区間（広島市東区牛田東三丁目～東区二葉の里二丁目）周辺において、トンネル掘削後の影響を把握するため、地表面変位計測を行うものである。

(管理技術者の配置)

第3条 本業務の実施にあたっては、契約約款第10条の管理技術者を定めるものとする。
本業務の管理技術者には、測量士を配置すること。

(照査技術者の配置)

第4条 本業務の実施にあたっては、契約約款第11条の照査技術者を定めるものとする。
本業務の照査技術者には、測量士を配置すること。

(資料の貸与及び返却)

第5条 貸与資料が必要な場合は、調査職員と協議の上、貸与するものとする。

(成果物)

第6条 本業務の成果物については、下記のとおりとする。なお、調査職員の指示により、業務途中においても必要に応じて調査職員に提出するものとする。また、報告書作成については、調査職員と十分協議した上で行うこと。

- | | |
|---------------|----|
| ① 報告書（A4版） | 1部 |
| ② 電子媒体（CD-R等） | 2部 |

(情報共有システム)

第7条 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては、「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。

2 本業務で使用する情報共有システムは以下のとおりとする。

広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

- 3 調査職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。本業務は、情報共有システムの対象業務とする。

（緊急連絡体制）

第8条 本件業務の遂行に際しては、機器故障など万が一の危機管理対応が必要となることから、緊急連絡体制や緊急対応マニュアル等を調査職員と協議の上で作成し、提出すること。

（労働環境改善（ウィークリースタンス）について）

第9条 本業務は労働環境改善（ウィークリースタンス）を目的とした業務であり、次により実施する。

- 1 初回打合せ時に、本取組の内容を発注者から受注者に説明するとともに、取り組む意思、内容を別紙－1「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」（以下「別紙－1」という。）を基に確認し設定する。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。

ノー残業デーは、受発注者がそれぞれ定める日を原則として週1日以上設定する。なお、広島高速道路公社における週のノー残業デーは水曜日、給与支給日及び賞与支給日としている。

- 2 受注者は、別紙－1に取組内容を整理し、打合せ記録簿で提出し、受発注者間で共有する。
- 3 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。
- 4 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、別紙－2「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。

なお、別紙－1及び別紙－2については、「広島高速道路公社ホームページ」の「技術管理」「技術管理資料」に掲載してある様式を利用する。

（業務内容）

第10条 業務内容については、実施要領を参照のこと。

（報告書作成）

第11条 事後計測の結果について、報告書にとりまとめを行うこと。

（その他）

第13条 その他、本特記仕様書及び共通仕様書に定めのない事項、また業務の実施にあたって疑義を生じた場合については、別途調査職員と協議することとし、受注者独自の判断によって処理してはならない。なお、本業務の契約数量等に変更が生じた場合には、調査職員と協議すること。

以上

ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）

1 基本事項

実施日

業務名			
履行期間	～		
発注者	課名		
	役職名		
	氏名		
受注者	会社名		
	役職名		
	氏名		

2 ノー残業デー

発注者		受注者	
ノー残業デー※１	水曜日、給与及び賞与支給日、	ノー残業デー※１	

※１ 毎月の定時退社・退庁の曜日または日を記入すること

3 ウィークリースタンス取り組み実施内容（■実施項目）

実施項目	特記事項（日付け等の設定）	実施※3
（１）ノー残業デーは、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せをしない		
（２）ノー残業デーに資料作成依頼を行う場合は、翌日を期限日としない		
（３）金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない		
（４）資料作成依頼を正規の勤務時間以外には行わない		
（５）資料作成依頼を行う場合には、適切な時間を確保し期限を設定する		
（６）その他の項目※2		

※2 （１）～（５）以外で取り組む内容がある場合に記入すること

※3 初回打合せを踏まえ実施する項目を「■」とすること

4 緊急時等の対処方法

緊急時等の対処方法

※ 業務の内容や特性を踏まえ、緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び休日又は夜間作業等により、設定した取組が実施出来ない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）について双方で確認し設定

ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）

1 基本事項

実施日

業務名			
履行期間	～		
発注者	課名		
	役職名		
	氏名		
受注者	会社名		
	役職名		
	氏名		

2 ノー残業デー

発注者		受注者	
ノー残業デー※1	水曜日、給与及び賞与支給日、	ノー残業デー※1	

3 ウィークリースタンス取り組み実施内容（■実施項目）

実施項目	特記事項（日付け等の設定）	実施※1
（１）ノー残業デーは、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せをしない		
（２）ノー残業デーに資料作成依頼を行う場合は、翌日を期限日としない		
（３）金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない		
（４）資料作成依頼を正規の勤務時間以外には行わない		
（５）資料作成依頼を行う場合には、適切な時間を確保し期限を設定する		
（６）その他の項目		

※1 成果物納入時の打合せにおいて、発注者双方で確認し実施した項目を「■」とすること

4 実施結果

効果・改善点等

※ ウィークリースタンスに取り組んだ、効果・改善点等を記入すること

実 施 要 領

概 要

公社の設置した広島高速 5 号線トンネル施工管理委員会（以下、「委員会」という。）の審議において決定した計測計画に基づき、地表面の鉛直変位（以下、「地表面変位」という。）の計測を実施する。

計測箇所については、別図－ 1 及び別図－ 2 に示すとおりである。

（１）目的

高速 5 号線シールドトンネル直上の二葉の里地区および牛田地区において、トンネル掘削後の影響を把握するため、地表面変位を計測する。

（２）その他

「広島高速 5 号線シールドトンネル区間計測管理業務（その 4）」の受注者と協議・調整を図りながら、業務を遂行すること。

1. 測量業務

作業内容は以下のとおりとする。

（１）共通事項

1) 1 級レベル計測

- ・地表面変位を測定するために実施する。
- ・作業規定の準則で定められた 1 級水準測量の観測及び点検方法に準拠して実施する。
- ・各区间で実施する往復観測（後視→前視、前視→後視）の差は 0.3 mm 以内とする。なお、0.3 mm を超えた場合は再測をする。
- ・二葉の里地区については基準点（FB-1）を基点とし、1 級レベル計測点の比高差を算出し、地表面変位の経時変化図を作成する。
- ・牛田地区については層別沈下計に併設された基準点を基点とし、1 級レベル計測点の比高差を算出する。
- ・地表面変位の経時変化図は、個別の地表面変位、周辺地下水位、気温・降水量とあわせて、時系列の変化がわかるグラフとしてとりまとめる。なお、地下水位については、調査職員が水文調査業務の調査結果を提供する。
- ・成果品は観測手簿、計算簿、経時変化図とする。

2) 3 級レベル計測（牛田地区のみ）

- ・地表面変位を測定するために実施する。
- ・作業規定の準則で定められた 3 級水準測量の観測及び点検方法に準拠して実施する。
- ・基準点（UB-1、UB-2）及び層別沈下計に併設した基準点を基点とし、標尺補正の上、3 級レベル計測点の比高差を求める。
- ・地表面変位の経時変化図は、個別の地表面変位、周辺地下水位、気温・降水量とあわせて、時系列の変化がわかるグラフとしてとりまとめる。なお、地下水位については、調査職員が水文調査業務の調査結果を提供する。
- ・成果品は観測手簿、計算簿、経時変化図とする。

3) 計測システム

- ・「広島高速 5 号線シールドトンネル区間計測管理業務（その 4）」の受注者が、過年度から住民の安全・安心確保の観点のため、0.1mm 単位で地表面変位を計測した結果を処理し公表を行う計測システムを構築・運用している。本業務の工期内も上記業務の受注者が運用している。

本業務による計測結果は、当該システムへ計測値を反映させること。反映手法は別紙参照のこと。

計測結果の反映について「広島高速 5 号線シールドトンネル区間計測管理業務（その 4）」の受注者と調整を図ること。

(2) 事後計測（二葉の里地区）

1) 1 級レベル計測（総距離 片道約 0.25km）

計測路線図は、別図－3 に示すとおりである。

- ・計測頻度は、1 回/3 か月とする。
- ・地表面変位は計測管理システムに反映する。
- ・必要に応じて計測頻度を変更する場合は、調査職員より指示し、変更契約の対象とする。

(3) 事後計測（牛田地区）

1) 1 級レベル計測（総距離 片道約 1.05km）

計測路線図は、別図－4 に示すとおりである。

- ・計測頻度は、1 回/1 か月とする。
- ・必要に応じて計測頻度を変更する場合は、調査職員より指示し、変更契約の対象とする。

2) 3 級レベル計測（総距離 片道約 1.30km）

計測路線図は、別図－5 に示すとおりである。

- ・計測頻度は、1 回/1 か月とする。
- ・必要に応じて計測頻度を変更する場合は、調査職員より指示し、変更契約の対象とする。

3) 計測結果確認（牛田地区のみ）

- ・「広島高速 5 号線シールドトンネル区間計測管理業務（その 4）」で実施している層別沈下計のデータ整理結果を踏まえて行うこと。
- ・牛田地区については、1 級レベル計測および 3 級レベル計測の結果を基に、地表面変位の経時変化図は層別沈下計の値も合算して作成すること。
- ・上記で作成した値は、計測システムに反映すること。
- ・計測結果確認の頻度および計測システムへの反映の頻度は、1 回/1 か月とする。
- ・必要に応じて頻度を変更する場合は、調査職員より指示し、変更契約の対象とする。
- ・確認結果は、報告書にとりまとめ、提出すること。

2. 打合せ

打合せ協議は業務着手時・中間 1 回・成果品納入時の計 3 回を見込んでいる。

なお、業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うこと。

- ・ 1 級レベル計測結果の計測管理システムへの反映方法

下記アドレスに、計測値を記載してメール送付すると計測管理システムに登録が可能

送信先アドレス：ushita5@mopera.net

メール本文への記載は以下の通り。

USHITA-OYO-LEVEL1

2025/6/4,10:00:00

0.5 ,-3.3,4.4,-6.4 ,6.8 ,14.4 ,2.3,-1.3,0.9 ,0.9 ,0.0,-1.8 ,-1.4 ,5.8,-7.4

本文 1 行目： USHITA-OYO-LEVEL1

本文 2 行目：（※計測日および時間）

本文 3 行目：（※UL1-1⇒UL1-15 の順番に計測値記載）

- ・ 3 級レベル計測結果の計測管理システムへの反映方法

下記アドレスに、計測値を記載してメール送付すると計測管理システムに登録が可能

送信先アドレス：ushita5@mopera.net

メール本文への記載は以下の通り。

USHITA-OYO-LEVEL3
2025/6/4
2.0 ,1.0 ,2.0 ,1.0 ,2.0 ,-1.0 ,-2.0 ,0.0 ,2.0 ,5.0 ,4.0 ,5.0 ,-1.0

本文 1 行目： USHITA-OYO-LEVEL3

本文 2 行目：（※計測日および時間）

本文 3 行目：（※UL3-1⇒UL3-13 の順番に計測値記載）

別紙 経時変化図イメージ



測点名UL1-1

経時変化図

1級レベル計測

14.0

公社計測値

JV計測値

地表面変位
(mm)

[illegible]

別紙 経時変化図イメージ



測点名UL3-1

図 經時変化

3級レベル計測

9.0

公社計測値

地表面變位
(mm)

測定日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
公社計測値	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
評価値						+1.0						+2.0									+3.0						+1.0				